

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、地域系防災行政無線など関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、移動系防災行政無線の活用や連絡員（伝令員）の派遣等により関係機関との情報連絡を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 道路の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路（橋梁を含む。）について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

- ・ 被害を受けた道路（橋梁を含む。）は、速やかに復旧し、特に救助活動のために必要な道路及び主要幹線道路は、重点的に復旧作業を行い、交通路の確保に努めるものとする。
- ・ 道路の被害は、速やかに都に報告し、直ちに障害物除去、盛土作業等の被害状況に応じた応急復旧作業を実施し、交通路の確保に努めるものとする。また、被害状況により応急修理ができない場合は警察署等関係諸機関と連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等必要な措置を講じるものとする。
- ・ 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合には、直ちに応急の措置を講じ事後連絡するものとする。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

【参考】復旧・復興における都・各機関等の役割分担（東京都国民保護計画抜粋）

機関名	主な役割
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防相談に関すること。 ○ 火災予防に関すること。
区市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフライン施設等の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。